

土 技 第 303 号
平成 30 年 6 月 14 日

関係各位

沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」
の一部改正について

みだしのことについて、同額入札対策についてランダム係数を導入することから、下記のとおり一部改正を行いました。

つきましては、貴管下会員への周知方、よろしく願いいたします。

記

1. 改正内容について 「新旧対照表」(別添)のとおり
2. 適用時期 平成 30 年 7 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用
3. その他 改正後の試行要領はホームページに掲載
[http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/
keiyakukannkeireikisyuu.html](http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html)
4. 適用時期 平成 30 年 7 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用

技術・建設業課
建設業指導契約班
098-866-2374

沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領（平成27年2月27日土技第2314号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第4条</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条の範囲内で、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。<u>また、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。</u></p> <p>ただし、(1)から(7)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p>	<p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第4条</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条の範囲内で、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。<u>また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるものとする。</u></p> <p>ただし、(1)から(7)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p>